

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針（抜粋）

令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表
（一部変更：令和 6 年 10 月 31 日）

第 13 緊急ワクチン（法第 31 条第 1 項）

- 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

2～5 （略）